

学校法人会計について

1. 計算書類

学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の3つの計算書類の作成が義務づけられています。また、会計基準とは別に、私立学校法の規程により、「財産目録」の作成もしなければならないことになっています。

- ・「資金収支計算書」・・・年度内の資金の収入と支出を明らかにし、支払い資金のてん末を表します。
- ・「事業活動収支計算書」・・・年度の収支バランスについて、経常的な収支と臨時的な収支に区分し、それを3つの活動区分（「教育活動収支」，「教育活動外収支」，「特別収支」）に分けて表示します。企業会計の「損益計算書」に似ています。
- ・「貸借対照表」・・・年度末における資産，負債，正味財産の状態を表します。

2. 勘定科目

「資金収支計算書」および「事業活動収支計算書」における大科目として次のものが上げられます。

(1) 収入の部

- ・「学生生徒納付金収入」・・・在学または入学を条件に納付すべき学納金です。「授業料」「入学金」「実験実習費」「施設設備資金」「教材費」等があります。
- ・「手数料収入」・・・「入学検定料」「試験料」「証明手数料」等があります。
- ・「寄付金収入」・・・用途指定のある「特別寄付金」と用途指定のない「一般寄付金」があります。なお、特別収入にのみ「現物寄付金」があります。
- ・「補助金収入」・・・「国庫補助金」「地方公共団体補助金」「施設型給付費補助金」「保育給付費補助金」に分類されます。
- ・「資産売却収入」・・・資金収入のみの科目で、「有価証券売却収入」「固定資産売却収入」等があります。
- ・「資産売却差額」・・・特別収入のみの科目で、「資産売却収入」が当該資産の帳簿残高を超える場合の超過額のことをいいます。「有価証券売却差額」「固定資産売却差額」等があります。
- ・「付随事業・収益事業収入」・・・学校法人が行う補助活動事業，附属事業，受託事業，収益事業などの収入です。本学園では「補助活動収入」として「購買部用品代収入」「用品代収入」（＝副教材等の売却収入）「給食費収入」（幼稚園，保育園のみ）「補習授業収入」（高校のみ）「教材費収入」「延長保育収入」（幼稚園のみ）「教員採用試験対策講座収入」（大学のみ）があります。また，大学，短大で行われている各種講座に伴う「介護講習収入」「公開講座収入」「教員講習収入」，保育園の「保育所収入」，他団体からの受託事業に伴う「受託事業収入」があります。

- ・「受取利息・配当金収入」・・・「第3号基本金引当特定資産運用」「受取利息・配当金」があります。
- ・「雑収入」・・・前掲の「学生生徒納付金」～「付随事業・収益事業収入」以外の学校法人に帰属する収入をいいます。
- ・「借入金等収入」・・・「長期借入金収入」「短期借入金収入」「学校債収入」等を指しますが、本学園ではいずれの収入もありません。
- ・「前受金収入」・・・当年度において、翌年度の諸活動に対応する資金を収入したもので、「入学金前受金収入」「授業料前受金収入」「施設設備資金前受金収入」「教育充実費前受金収入」等があります。
- ・「その他の収入」・・・前掲の「学生生徒納付金」～「前受金収入」に含まれない収入で、「預り金受入収入」「仮払金受入収入」などや各種の「引当特定預金からの繰り入れ収入」や「積立金取り崩し収入」などがあります。
- ・「基本金組入額」・・・事業活動収入のみの科目です。「基本金」とは、学校法人が資産維持のため継続的に保持するものであり、事業活動収入のうちから組み入れを行います（マイナス表記になります）。「基本金」には第1号から第4号までありますが、固定資産の取得額と同額を計上する第1号基本金は、毎年度組み入れられています。第2号は、将来の固定資産取得に備えて先行して組み入れておくものであり、第3号は、元本を維持しておかねばならない基金等の引き当て資産として組み入れるものです。また、第4号は、学校法人が不測の事態に備えて所定の額を運転資金として組み入れることを義務づけられている基本金です。

(2) 支出の部

- ・「人件費」・・・大きくは「教員人件費」「職員人件費」「役員報酬」「退職金」に分かれます。事業活動支出では、「退職給与引当金繰入額」も「人件費」に計上されます。
- ・「教育研究経費」・・・教育研究のために要する経費をいいます。「消耗品費」「教材費」「行事費」「光熱水費」「旅費交通費」「車輛燃料費」「通信費」「研究費」「修繕費」「損害保険料」「賃借料」「委託手数料」「保健衛生費」「諸会費」「印刷製本費」「会議費」「実験実習費」「奨学費」「雑費」「原価償却額」（事業活動支出のみ）等があります。
- ・「管理経費」・・・教育研究費以外の経費支出をいいます。「消耗品費」「光熱水費」「旅費交通費」「車輛燃料費」「通信費」「研究費」「修繕費」「損害保険料」「賃借料」「委託手数料」「諸会費」「印刷製本費」「福利厚生費」「公租公課」「広報費」「渉外費」「会議費」「雑費」「原価償却額」（事業活動支出のみ）「補助活動支出」等があります。
- ・「借入金利息支出」「借入金返済支出」・・・借入金、学校債等の利息や返済金の支出のことですが、本学園ではありません。

- ・「施設関係支出」・・・「土地支出」「建物支出」「構築物支出」「建設仮勘定支出」などの固定資産の取得にかかる支出です。資金支出のみの科目です。
- ・「設備関係支出」・・・「教育研究用機器備品」「管理用機器備品」「図書支出」「車両支出」「ソフトウェア支出」の固定資産の取得にかかる支出です。資金支出のみの科目です。
- ・「資産運用支出」・・・「有価証券購入支出」「保証金支出」等の資産運用に伴う支出です。資金支出のみで使用します。各種引当金や積立金への繰入支出も「資産運用支出」です。
- ・「その他の支出」・・・前掲の「人件費」～「資産運用支出」に含まれない支出をいいます。「前期末未払い金支払支出」「仮払金支払支出」「預り金支払支出」等があります。
- ・「資産処分差額」・・・事業活動支出のみの科目で、「資産売却収入」が当該資産の帳簿残高を下まわった場合の差額のことをいいます。「有価証券処分差額」「不動産処分差額」等があります。
- ・「徴収不能額等」・・・金銭債権が徴収不能となったときに記載する額です。事業活動支出のみで使用する科目です。